

# 特集

## アメリカの環境事情

群馬大学社会情報学部専任講師 西村 淑子

### エメラルドの市シアトル

私たち一行を乗せた NW008 便は、5月15日早朝、定刻どおり、シアトル・タコマ空港に着陸した。公害等調整委員会委員の南博方先生と原口和夫審査官が、アメリカの環境事情の視察に行かれるので、環境法を専攻している私も、お許しを得て、参加させていただくことにした。

ホテルのチェックインまでかなりの時間があるので、シアトルセンターにある高さ185メートルのスペースニードルに上ることにした。静かで清潔なシアトル市街、緑の豊かな森、水を湛えた紺碧の湖が一望に見渡せる。シアトルは、「エメラルドの市」と呼ばれるのに相応しい街である。

「めぐり逢えたら」(Sleepless in Seattle)という映画の中に、「雨ばかりのシアトルに行くのかい」という台詞が出てくる。ことほどさように、シアトルは雨が多い。その日も、時折り霧雨が煙るように降った。だが、去年は、雨が少なかったため、電気代が値上がりしたという。そういえば、ホテルの電話代にも、節電のため、Energy Surcharge が付いていた。

### シアトルのもう一つの顔

シアトルのもう一つの顔が、「全米でビジネス・キャリアーに最も適した都市」である。ボーイング社、マイクロソフト社、多数のドット・コム・カンパニーなど、時代の最先端を行く企業の拠点が競い合っている。最近、ICHIRO、DAIMAJIN の活躍するシアトル・マリナーズで有名だ。

近頃、そのシアトル市民に衝撃的な出来事が起きた。ボーイング社の移転である。ボーイング社は、次世代超音速機の開発を計画しており、そのためには、現工場敷地内にある2本の滑走路のほかに、もう1本作る必要がある。ところが、環境問題なども絡んで、州政府は、just now, just now と言いながら、7年を経過した今なお認可を下さない。業を煮やしたボーイング社は、本社機能をシカゴに移転し、次世代航空機の開発のための滑走路と工場をテキサスに作ることに踏み切ったのだという。

### Rodgers 教授を囲むミーティング

今回の視察目的の第一は、ワシントン大学(UW)ロースクールを訪問して、William H. Rodgers 教授に会い、環境問題について意見交換をすることであった。Rodgers 教授は、全米でも有数の環境法の権威者である。法の経済学的分析の手法による理論構成は定評があり、賛同する者が多い。UWロースクールで知的所有権法を専攻されている竹中俊子助教授のご紹介で、Rodgers 教授にお会いし、環境法講義を聴講することができた。

講義の後、ロースクールの図書館の一室で、先生を囲み、意見交換が行われた。UW工学部テクニカル・コミュニケーション学科の加藤真司専任講師に通訳をお願いした。まず、南先生が、今回の視察の目的、公害等調整委員会の組織や公害紛争処理手続の概要等について説明された後、次のような問題提起をされた。

今日、日本の大都市圏では処分場が不足し、このため、大都市圏のゴミが地方の過疎県に流入し、深刻な問題になっている。その対策として、廃棄物の自県内処理の原則の条例化、例外的に流入を認めるときは、県と事業者との事前協議を経て、その結果を契約にし、契約上、将来の違反に

備えてあらかじめ保証金を提供させ、又は契約違反の場合の違約金を定める、などの措置が検討されている。このような措置についての教授の意見、併せて、スーパーファンド法における潜在的責任当事者(Potentially Responsible Parties)の範囲とアメリカにおける廃棄物対策について伺いたい、と質問された。

これに対し、Rodgers 教授は、実に素晴らしい発想だ、そのような発想がお国で出来ること自体羨ましい、と前置きして、次のように答えられた。アメリカ憲法では、廃棄物取引も憲法にいう商業(commerce)であり、州法で、他州から自州への流入を禁止することは、憲法の定める州際通商条項に違反する。15 年程前、ニュージャージー州が他州からの廃棄物の流入を禁止する州法を制定したが、最高裁は、この州法を違憲と宣言した。

### **スーパーファンド法の基本思想**

スーパーファンド法(CERCLA 及び SARA)は、環境汚染者が浄化費用を負担するという伝統的な考え方に立つものではなく、浄化目的を確実に実行するために、浄化費用を負担する潜在的責任当事者の範囲を定め、これに無過失連帯責任(厳格責任)を負わせるという基本思想に立っている。

この潜在的責任当事者は、しばしば OECD の提唱する拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility)と混同されるが、拡大生産者責任は、従来、生産者の責任が消費の段階までにとどまっていたのを、回収段階にまで拡張(extend)し、リサイクルの促進を図ろうとするもので、潜在的責任当事者とは本質的に異なる。

### **潜在的責任当事者の範囲と責任原理**

スーパーファンド法の定める潜在的責任当事者の範囲は、汚染された施設(facility)の現在の所有者・管理者、有害物質が放出された時点での当該施設の所有者・管理者(過去の所有者・管理者)、当該施設に運び込まれた有害物質の発生者(generator)、当該物質へ有害物質を輸送した運送業者、である。これらの者は、連帯して無過失責任(厳格責任)を負う。

この範囲は、判例によって、さらに拡大されている。すなわち、潜在的責任当事者に該当する企業の役員、株主、親会社はもとより、従業員個人も有害廃棄物の処分や決定に関与した場合には、浄化責任を問われる。当該施設の所有者・管理者に融資した金融機関も、責任を問われることがある。市も、発生者である場合はもとより、違法行為に加担した場合には責任を負うが、州は、憲法上免責特権を有するので、責任を負わない。

### **スーパーファンド法の現実的機能**

事業者は、随時、廃棄物の処理を含む環境監査(environmental audit)を受け、事業内容を公表しなければならない。また、企業の合併・買収(M&A)の場合、買収企業及び資産購入企業が浄化責任を問われるとなると、巨額の費用負担を免れないことから、環境監査が厳格に実施される。アメリカは広大な土地を有するので、廃棄物処分場の不足は深刻化していないが、事業者は、浄化責任を迫られることをおそれ、廃棄物の処理の委託・処分には、極めて神経質になっており、処理・処分業者を厳選することにより、不良事業者が自然淘汰され、廃棄物の減量化、処理・処分の適正化に少なからず寄与しているという。

わが国では、スーパーファンド法の意義として、信託基金という公的資金を投入して、浄化を実施することのみ強調されがちであるが、むしろ潜在的責任当事者の概念を創出することにより、できる限り公的資金の投入を回避し、民間ベースで浄化を実施させるとともに、不良事業者の自然淘汰、廃棄物の適正処理に寄与していることが評価されるべきである。Rodgers 教授との意見交換は、その後のファカルティ・クラブでの昼食会でも活発に続けられた。

## **ハワイ大学教授との懇談会**

私たちの第二の目的は、ハワイ大学ロースクールの環境法関係の専門家と意見交換をすることであった。弁護士資格を持つ Oliver Yanagihara 氏のご高配により、ハワイの名門、Outrigger Club に招かれ、ハワイ大学ロースクールの Jon Van Dyke 教授(憲法)、David Gallies 教授(国土利用法)、Mark Levin 助教授(行政法)、Denise Antolini 助教授(環境法)、Peter Adler 環境紛争調停委員、Douglas Codiga 環境専門弁護士を囲み、活発な議論が交わされた。折しも、燃えるような太陽が南洋に沈み、夕雲を真っ赤に染めた。私たちの環境問題をめぐる議論は、夜遅くまで、果てしなく続くように思えた。